

平成28年第3回教育委員会定例会
(2月2日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年2月2日(火) 午後2時5分から午後4時27分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第3号議案 平成27年度東京都台東区一般会計補正予算(第4回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について

第4号議案 平成28年度東京都台東区一般会計予算(当初)における教育費関係計上予定案の意見聴取について

第5号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の意見聴取について

第6号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について

- 第7号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第8号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第9号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医 及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第10号議案 東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第11号議案 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第12号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課（事務局副参事）

ア 蔵前小学校改築基本設計について

(2) 教育改革担当

イ 学びのキャンパス台東アクションプラン(案) について

(3) 生涯学習課

ウ 日本ジュニア・ギター教育協会が実施する事業に対する共催について

2 報告事項

(1) 学務課

ア 特別支援教室の導入について

3 3月の行事予定について

4 その他

午後2時5分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第3号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

まず、第3号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第3号議案、平成27年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本件の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出をするものでございます。

年度末ということでございますので、各課の事業予算につきまして、実績による残、それから、契約落差金による残等が予算に生じております。そういったものを年度末に一括して集約して減額補正をかけるというのが今回の趣旨でございます。一部の事業につきましては、補正予算で増額を行っているものもございます。

恐れ入ります、1枚おめくりをいただきまして、歳入・歳出の総括表でございます。

まず、歳入予算につきまして、総額4,974万9,000円の減額でございます。歳出予算につきましては、総額3億111万6,000円の減額でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりをいただきたいと存じます。

歳入予算の内訳でございます。東京都の補助金におきまして、児童保育課の保育サービスの推進に対する補助金の補正分ということで、2,900万円強ほど補助金の増になっております。それから、同じく児童保育課のほうで、保育士等のキャリア育成に対する補助金を計上した関係で、5,900万円強の増となっております。

恐れ入ります。次、歳出に移りますが、1枚おめくりをいただきたいと思っております。

同じく児童保育費のところ、増になっている部分でございます。先ほどの歳入の補助

金と連動しておりますけれども、保育士等のキャリア育成に要する経費を計上した関係で、6,500万円強の増になってございます。同じく保育サービスの質の向上に要する経費を計上しております、3,100万円強の増になってございます。

社会体育費におきまして、先ほどご説明をいたしました雨宮社会体育振興基金の積立金300万円を計上したところでございます。

それ以外のところは、冒頭に申し上げましたように、契約差金、実績の減による減額補正ということでございます。

以上、ご説明は簡単でございますけれども、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

歳出の減額についてですが、契約差金等に伴う残金が割と大きな金額ですけれども、これは一般的に毎年この程度あるのか、もしそうでないとしたら何か理由があるのか、教えていただきたいというのが1点。

もう一つは、非常勤職員の減というのが保育所にしろ図書館にしろわかるのですが、人を手当てすることができなかつたということなのか、人材難ということは聞いているので、そういう意味なのかなと保育所については思いますが、図書館についてはなぜだったのだろうかということが気になりました。

教育の場合、人が非常に重要な役割を担うものですから、せっかく予算を積み上げたにもかかわらず執行できないというのが残念だと思いましたので、そのことについて教えていただければと思います。

○庶務課長 この第1回定例会における減額構成の総体といたしましては、例年、特に契約差金が多くございます。その理由は、競争原理を働かせた入札制度をとっておりますので、予算額よりも結果としてかなり低くなりますので、契約差金等に伴う減額構成としては、例年ほぼ同様の規模となっているところでございます。

○児童保育課長 委員長ご指摘のとおり、保育所の現場では保育士資格を持った非常勤職員の雇用が非常に厳しい状況でございました。そのため、当初4月から雇い上げる人数が年度途中からの雇用になってしまうということがあり、そのことによる減が出ております。

ただ、保育所のほうでは、非常勤としての雇用が難しい部分を、今回は人材派遣という形をとりまして、人材を供給しておりますので、保育に支障が出るといったことはございませんでした。

○中央図書館長 今回のこの非常勤職員の減につきましては、対象となる職員は育児休暇に入りまして、復帰するまでの間、無給になる関係でございます。ご本人は復帰の希望を持っていること、それから、保育園のほうが見つかれば復帰をしたいということですので、現在は待機中という状況でございます。その部分につきましては、アルバイト等の中での仕事のやりくり等で対応をしている状況でございます。

○垣内委員長 もう一つお聞きしたいのですが、契約差金のことでございますけれども、競争原理

は非常に重要なポイントではありますが、施設管理も重要でクオリティを大切にしなければいけないということがありまして、そのあたりはバランスをとった形で配慮されているのかということだけ確認させていただきたいと思います。

○庶務課長 競争入札については、まず経理課に入札の依頼をいたします。そして経理課で最低入札価格を設定して、その価格を下回っているような入札があった場合には、関係課長が呼ばれまして、今、委員長がおっしゃいましたクオリティが実際に担保できるのかどうか、そのことについて審査を行っているところでございます。従いまして、安かろう、悪かろうにならないように、私どもも関係課と連携して対応しているところでございます。

○樋口委員 入札についてですが、昔、日本下水道事業団の入札監視委員会の委員及び副委員長をやったときのことで、東京都がクオリティの問題で公正に入札を履行するために、価格を言うのですね。公開して、別室で審査をしている。ですから、東京都職員が入札予定価格を漏らしたという事件は絶対ないと思うのです。

当区は各課で責任を持って最低価格を一応手に持って、妥当な価格を落札価格にするということだろうと思うのですが、ただ、質の問題はとても重要なので、その辺はきっちり、そのときの担当者が理解して運営していただければとは思っています。東京都について一応紹介させていただきました。

○庶務課長 各課の対応につきましては、委託する事業の仕様書をかなり丁寧、緻密につくことでクオリティを確保しようとしているところでございます。その中には、例えば、受託をされる事業者のもとで働く方々の最低賃金の部分ですとか、業務内容のクオリティにつきましても、例えば、学校や園にアンケートをとって、評判がよろしければ次の年度も継続をしますよ。評判が悪ければ場合によっては1年で契約を打ち切りますよということを教育委員会としてはそのような対応をしております、いろいろなチャンネルでクオリティの確保を図っているところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第3号議案については、原案どおり決定いたしました。

第4号議案

○垣内委員長 次に議案審議の第4号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第4号議案、平成28年度東京都台東区一般会計予算（当初）にお

ける教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

提案理由は、これまでと同様に、地教行法の第29条の規定に基づき提出するものでございます。この案につきましては、来る2月4日からの第1回区議会定例会で審議をされるものでございます。来年度の28年度予算につきましては、去年の10月ころから区長部局のほうと予算編成のいろいろな協議をしてきたところでございます。それが今回このような形でまとまりまして、教育委員会の意見聴取をお伺いするものでございます。

恐れ入ります、議案を1枚おめくりいただきたいと思えます。

右側のページになりますけれども、平成28年度一般会計予算の歳入・歳出と内訳書でございます。

歳入は、総額が26億9,267万円でございます。前年度と比べまして、金額にして6億1,844万9,000円の増、率にいたしますと29.8%の増でございます。

歳出のほうでございます。歳出は、総額が165億9,214万9,000円。前年度と比較いたしますと、額にして11億4,603万6,000円の増、率にいたしますと7.4%の増ということでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきたいと思えます。

歳入予算の概要でございます。上から3番目の国庫支出金の欄になりますけれども、教育費の負担金で私立の保育所や私立こども園等の新設による施設型給付費等で1億4,000万円強の増になってございます。

同じく下の段でございますけれども、教育費補助金ということで、黒門小や上野中の大規模改修、それから、千束小や忍岡小学校のトイレに対する交付金等で1億7,900万円強の増になってございます。

その下の段の、都支出金をご覧いただきたいと思えます。教育費、補助金、中段になりますけれども、認可保育所の誘致に対する補助金、それから、保育士等のキャリア育成に対する補助金等で1億1,600万円強の増になってございます。

恐れ入ります、ページを1枚おめくりいただきたいと思えます。

こちらは、歳出予算の概要でございます。一般会計の区の総額の予算は968億円でございます。前年度比で27億円の増、率で言いますと2.9%の増でございます。これに対比する形になりますけれども、この中の教育費の総額は165億9,214万9,000円。前年度と比べますと11億4,603万6,000円の増でございます。率にいたしますと、7.4%の増でございます。一般会計の伸び率、全体が2.9%でございますので、教育費の伸び率7.4%は非常に高い伸び率を示しているところでございます。

教育費の一般会計における構成比につきましても、平成28年度が17.1%、前年度が16.4%でございますので、この辺の数字も伸びているというところでございます。

恐れ入ります、ページを1枚おめくりいただきたいと思えます。

ページ番号が4ページと打ってございますけれども、ここは各校の人権費（職員費）の増減の説明でございます。後ほどご参照いただければと思えます。

5ページからが、各費目の概要でございます。

まず、教育総務費でございます。教育総務費の下のほうになりますけれども、教育支援館の運営で教育支援館におきまして、スクールソーシャルワーカーを導入するということが1,400万円強の増額になってございます。また、同じく教育支援館におきまして、二つ下の段になりますけれども、特別支援教育支援員の配置で、日数と報酬の単価の増などによりまして2,400万円強の増になってございます。

次に、小学校費でございます。上から3番目の欄になりますけれども、小学校の施設保全ということで、忍岡小と千束小のトイレの全面改修をして洋式化を図りますので、この関係で4,200万円強の増になっているところでございます。

それから、その段から3段下がりますが、小学校の体育館エアコン整備、新規の項目でございますが、これにつきましては、先般の教育委員会でご報告申し上げましたとおり、平成28年度から4カ年をかけて小学校残りの13校全てに体育館エアコンを設置をするというものでございます。

それから、2段下がっていただきまして、黒門小学校の大規模改修が工事に実際入ってまいりますので、3億6,000万円強の工事費が計上されているところでございます。同じく、下がっていただきますと、平成小学校の大規模改修、蔵前小学校の改築。これは現校舎の解体工事でございます。それから、蔵前小学校の仮校舎設置というところで、新規の予算が増になっているところでございます。

恐れ入ります、次のページ、6ページのほうをご覧くださいと思います。

中学校費の下から2番目、その他の上の欄でございますけれども、学習支援講座とございますのは、先般の教育委員会でもご審議をいただきました家庭の経済力等の問題で、向学心がありながらもなかなか勉学をする機会がない中学生を支援していこうという新規の取組でございます。

先般ご審議いただいた中で、対象者の表現方法等につきましてはたくさんのご意見をいただきましたので、そういったご意見を踏まえて予算の表現方法ですとかそういったところは配慮をさせていただきましたので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、少し下に下がっていただきまして、幼稚園費でございます。2行目の欄になりますけれども、私立幼稚園の保護者補助。これが、対象者が増になるということで、1,200万円強の増額になってございます。

それから、児童保育費でございますが、児童保育費につきましては、保育施設関係の開設等によりまして、ご覧いただいただけでも増額になっているところが非常に多くなってございます。歳出のところでも、児童保育費が教育費全体の40%強を占めているというところがございまして、待機児童対策、教育・保育環境の充実というところに教育委員会としても相当の資源を投入しているというところでございます。

次の、こども園費におきましても、私立の認定こども園の新設に伴う純粋な増がかなり多くなっているところで、これにつきましても教育・保育環境の改善ということに教育委

員会として力を注いだというところでございます。

次に、社会教育費でございます。社会教育費のところ、平成28年度予算がゼロということで、27年度に金額が入っているところにつきましては、組織改正によりまして現在の青少年・スポーツ課が有しております事業の青少年部門の事業が区民部のほうへ移管されるということに伴う解約でございます。それから、それと同じように、子どもの安心対策が教育総務費への組み換え。放課後子ども広場についても児童保育費への組み換え等ということで、平成28年度の予算がゼロ表記になっているというところでございます。

恐れ入ります、その下のほうにいていただきまして、社会体育費でございます。障害者のスポーツ普及促進ということで、新規事業で300万円強。スポーツ振興基本計画の策定ということで690万円の新規予算がついてございます。設備的なものでは、柳北スポーツプラザの冷温水発生器の取り換え工事等で2,400万円強の予算がついているところでございます。

恐れ入ります、次の8ページ、9ページをご覧ください。

こちらが、平成28年度に実施を予定しております新規事業と、主な充実事業でございます。各項目の中でも説明をしまいたしたように、最初の新規の事業につきましては今日的な教育環境をめぐる課題について教育委員会として区長部局のほうと十分協議をいたしまして、必要な対策をとらせていただいたというところでございます。

また、充実事業につきましても、教育・保育環境の改善、向上ということを主眼にして、各事業の充実を図ったというところでございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 9ページの上から3項目ですが、こども園施設型給付というのはどのようなものでしょうか。

○学務課長 こども園施設型給付というのは、新制度になりまして、保育所の場合もともとある保育所は保育委託という形でやっているのですが、施設の運営に係る経費を給付するという形で区のほうからお金を出す。そのお金には、都と国のお金が入ってくるというような形でその施設のほうに給付する予算として計上している。

これは、この4月に東上野2丁目に開設する新しいこども園の分の給付費ということで計上させていただいています。

○樋口委員 監査などはしないのですか。全部給付ということは、使い道については向こうに任せってしまうということですか。

○学務課長 このこども園施設型給付の予算の執行自体には、もちろん区の監査が入ります。それから、その事業者がどのように執行しているかということについても対応できるということになっております。

○樋口委員 一般的に給付金というところあげてしまうものだから、自由に使えるという印象

があるので気になったのですが、そういうことであればわかりました。

○和田教育長 小学校の登下校システムについての扱いについて説明していただけますか。

○庶務課長 この登下校通知システムにつきましては、小学校PTA联合会さんが自主的な取組みとして、児童が学校に登校したときに学校に備えつけられているキーに、ビッとカードをかざすことで保護者の方にメールが届く。また、下校するときも、ビッとカードをかざすと保護者の方にメールが届くという、そういうシステムでございます。

これが27年度から有料の扱いになるということなのですが、小学校PTA联合会さんが有用な取組みをしておりますので、教育委員会としても支援をしていこうというものでございまして、27年度補正予算を組んで補助制度を新たに創設し、上限300万円、補助率3分の2ということで、補助制度を創設いたしました。28年度につきましても、同内容でこの補助を実施するというので、このような表記になっております。当初予算との比較でございますので、27年度が0というのは、当初予算のときにはこの事業がなかったということでございます。

以上でございます。

○和田教育長 小学校費の中で、小学校の普通教室フローリング整備があるのですが、これについては何年目で、どういう状況なのか、教えてください。

○庶務課長 小学校の床につきましては、オープンスペースを持っているというようなことで、一時期吸音の方面で、カーペットが主流になった時代がございます。ただ、カーペットというのは使い込んでくると、摩耗したり、ほこりや、あるいは子どもたちが嘔吐をした際の処理がなかなか難しいということで、感染性の病気の一因にもなっているということがございました。特に小学校全校で、普通教室でカーペットを貼ってあるところについては、年次計画を立ててフローリングに変えていこうということで、平成25年度から取り組んでいるところでございます。徐々に対象校が年々減ってきておりますので、額としてはこの額ということになってございます。

先般フローリングに変えたところ、こういう効果があらわれたということで、ある学校のPTA会長さんも資料を持ってきていただきまして、非常に喜んでいただいたということもございました。

○垣内委員長 教育費全体としてかなり増額で、特に児童関係ですね。予算をたっぷり見込んだ形のものだと思います。教育の重要性というものを改めて感じさせる予算編成だと思いますけれども、先生方、何かご質問ございませんでしょうか。

○和田教育長 ICT関係の予算について、今年度の進捗状況はいかがですか。

○教育改革担当課長 具体的には、小学校費、中学校費のそれぞれのICT教育の推進という項目がありますが、その中で、デジタル教科書につきましては、今年度までは社会と理科の2教科を全小学校・中学校に配備していました。ただ、できましたら主要教科もということで考えておりましたが、最終的には、小学校では算数、中学校では数学を入れていただいて、今までの社会と理科を合わせて3教科ずつということで、来年度3教科でデジタル教

科書の充実が図られるということになっております。

○高森委員 4ページの人件費の部分ですが、28年度は昨年とほぼ同様の32億円ほど予算がついていますが、これは歳出全体に占める割合としては何パーセントぐらいになるのでしょうか。

○庶務課長 恐れ入ります、2ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出予算の概要の教育費の計のところ、平成28年度の教育予算の中の事業費と人件費の額が載っておりますので、ご参照いただければと存じます。

○高森委員 2割ぐらいですね。

○庶務課長 はい。

補足でございます。28年度予算につきましては、明日3日になりますけれども、財政課が区議会の議員さんに28年度予算の概要の内示をいたします。それから、2月5日の午後になりますけれども、区長さんがマスコミを集めて予算のプレス発表をするということになっておりますので、2月5日を過ぎると各マスコミのほうで台東区の来年度予算というような記事が載ることもあるでしょうし、早いと内示を受けた議員さんがまちのほうにいろいろ情報をお伝えするというようなこともございますので、何がしかの関係でお耳に入ればそういう関係がございますのでよろしく願いをいたします。

○末廣委員 認可保育所については、27年度に予定していたことができなかった部分がありますが、それについては当然28年度で予定しているのですよね。28年度は、前からの計画も含めて、いくつできる予定ですか。

○児童保育課長 27年度に補正予算を組んでいただいております。この分を、27年度補正予算で減額をしております。かわりに、28年度に29年4月に開設するものと合わせまして2園をつくっていく予定でございます。

○樋口委員 先ほどのICTの件についてですが、今アメリカのマサチューセッツ工科大学の教授を中心に、自分たちにソフトの作成の技術を習得させたいという教育プログラムを日本語でも展開しているところがありまして、こういう機器を使うということの一方で、その機器をいわゆる利用するようにするためのソフト開発を子供の頃からやらせたらどうかという教育です。例えば、お絵かきソフトをつくらせて、デジタル教科書でこの教科書をこう使うと三角形の面積が出るというよりも、どうやってその計算をさせるかというソフトをつくらせる。

そういう教育を今、一生懸命しようとしているアメリカからのお誘いなのですが、各教育委員会、各箇所です。そういう予算がないので、教室が開けないという。ボランティアでやっているところがかなりあるのですが、なかなか普及しない。業者としては、日経BPが小学生向けの教科書を出しているのですが。

できたら今後は、ハードという話も重要なのですが、このような今ICTの人材不足がこちらで叫ばれていますので、今後は予算を組んで、各箇所外部講師を呼んで教育をして

いくという姿勢を考えていただければと思います。今後そのような方向に持って行っていただければと思います。

○教育改革担当課長 ICTに関してはハードの面、あるいはソフトの面について紹介があったところですが、日進月歩ということで我々もアンテナを高くして情報を得ていかないと、それがどのような形で台東区の子供たちにうまく活用できるかというところを、今後、教育委員会の事務局としても研究を重ねて、情報を集めながら、予算に反映して、子供たちのICT活用能力を向上させるような、そのような仕組みづくりを心得ながら進めていきたいと、こう考えております。

○垣内委員長 ICTの場合、どの言語を使うかというようなこともありますし、言語自体も発達していて、新しく、より簡単で、より小回りが利く、そういうソフトもできてきているようですので、そこはアンテナを高くしていただくと同時に、そのような情報はネット環境でさまざまなところで触れることができますので、そういったその自主的な活動を推進する条件整備が必要なのかなという感じもいたします。マイクロソフトなのか、グーグルなのか、またインテルなのかとか、いろいろ世界中でソフトウェア関係はさまざまな競争関係があるかと思いますが、どこに焦点を当てるのかとか、そういったところはなかなか難しいところもあるかと思えます。

ただ、ソフトを使うだけではなく、作るということもすごく楽しいことですし、割と単純で簡単なことでもありますので、子供たちが楽しんでやるのではないかなという感じもします。こどもクラブか何かでやっていただくといいなと思いますが、これは個人的な感想です。

○樋口委員 今、マサチューセッツ工科大学の教授が何をやっているかというところ、小学校・中学校の勉強についていくことが出来ない生徒に対する対策で、自分でソフトを作成するようなことをすると、自分で言語をつくれるとか、漫画が描けるとか、そういうようなことが積極的に参加する良い引き金になっていて、マシンを買ってゲームをやるのではなく、自分でゲームをつくってみたらという学校への新たな関心と呼ぶところで、教授たちは世界に向けて、「やっぱり学校はおもしろいよ」というところの一つの施策として、これを展開しています。アメリカでは、相当熱心に、特に公教育の中で展開しようとしていて、非常に安い料金でやろうとしているところがあります。

私も講演会で、子供にゲームは遊ぶだけではなくて、自分で作ってみたほうが、より儲かるかもしれないよ、というお誘いをしたらどうか、という言い方をよくしています。それもあわせて、台東区でどう子供を育成していくかというところで提案です。

○末廣委員 ICTに関して、区としては将来的にハード面について児童や生徒にどの程度与える予定でしょうか。例えば、全児童・全生徒に持たせるとか、具体的に何か方針がありますか。

○教育改革担当課長 他の自治体における先行的な例も踏まえて、いろいろと情報を収集しているところですが、やはり、ハード面については、今児童・全生徒がタブレ

ットを持つという形が持ち運びというようなことでも便利だと考えております。そのタブレットを活用しながら授業で、あるいは授業だけでなく調べ学習などに利用することも踏まえながら進めていくということは考えております。

ただ、ある程度、児童・生徒の発達段階がそれぞれありますので、モデル校をつくりながら、その効果・成果を広めていく。また、課題があれば、それをクリアするために何が必要なのかということも教育委員会が一丸となって進めていきたいと考えております。

1人1台がどうなのか、あるいはグループでなのか、4人から6人で1台を使うというやり方もありますので、それはさまざまな学習場面でいろいろと効果的な活用を考えていかなければならないと思いますが、何年かかけてタブレットを導入していくということを、担当としては考えているところでございます。

○末廣委員 いずれにせよ、教員の研修が非常に大事だと思います。ある程度の歳の方は、苦手だということで敬遠しがちになりがちです。ですから、全教員がある程度扱えるような研修もあわせてやっていかなければいけないと思います。

○教育改革担当課長 ご指摘のとおりだと思います。教員の活用能力や授業場面での活用というものは、まさしく右肩上がり伸びてはいるのですが、活用に躊躇している教員もまだいますので、その辺は指導課ともタイアップして、教員研修などを行いたいと思います。また、あるいは校長会ともタイアップして行内研修をICT活用にテーマを絞って、授業場面での活用ということで行うなど、今後も進めてまいりたいと考えております。

○樋口委員 以前にも申し上げたと思いますが、韓国のある学校では、全生徒にタブレットを持たせた結果、教育効果が上がったのかという話になると、かえって良くない結果が出ている。フィンランドにおいても同様の結果が出ています。結果は、それほど良いものではないのです。ですから、例えるなら、日本はこれから山登りするみたいに、山の上はきれいに見えるかもしれませんが、到達したところは、そうでもないよということなのです。韓国ではおそらく、学力を向上させる効果については、それほど肯定的に見ていないところがあると思います。

これは昔の研究所、今はマルチメディア研究所というようなところがありまして、そこでの情報収集の中で出てきた話でして、義務教育課程においては、どうもそれほど大きな教育効果はないという話がありました。大学であれば、それなりの研究というものがありますし、使い方についても学生はわかっているのですが。

我々としては、違う意味で教育目標を立てれば、もしかしたら是とする効果も考えられるかもしれませんが、韓国ではどうも予想に反している結果が出ていますので、もう一度、韓国の教育成果を確認してみますが、みんなが持つことによる効果については、それほど大きな夢が得られるわけではないかもしれません。予算を使ったはいいいけれども、成果はでなかったというのでは困りますから。日本も経済的には先進国ですが、このITに関しては、それほど先進国ではありません。ところが韓国は、ICTの世界では先進国のトップランナーで、相当なネットワークを構築しているのですが、全然うまくいっていないので、精

査しながらやっていただければと思います。

○和田教育長 タブレットの活用について委員の方々から様々なご指摘をいただきましたが、今、教育改革担当のほうでタブレットパソコン活用の可能性について、今、研究していることがあれば教えてください。

○教育改革担当課長 先に樋口委員のご指摘についてでございますが、以前にも同様のご指摘をいただいております。今、本区では電子黒板やデジタル教科書を使っておりますが、子供の関心意欲がかなり高まったということが数字的にも出ております。

ただ、デジタル教科書を使ったことが、今までの教科書とは違い、関心意欲を高めることに効果があると考えておりますが、そのことが真の学力に結びつくのかということについては今後検証していく必要があると思います。その辺も、他の自治体の例ですとか、外国の例も含め情報収集をしながら進めていくように努力してまいります。

よく、「不易と流行」という言葉が、よく使われておりますが、やはりICTは流行だと思います。不易の部分は教師の発言や板書、ノート指導、こういうものをきちんと組み合わせながら、子供たちが真の学力をつけられるように、教育委員会一丸となって進めていきたいと思っております。

それから、教育長からのご質問についてでございますが、やはりICTやタブレットに関して、発達段階なども考慮して、今、我々のほうで考えているのは、特別な支援を必要とする子供たち、特別支援学級の子供たちに1人1台のタブレットを渡して、それを授業場面、国語や算数、あるいは生活科の中で活用していく。ソフトもいろいろと開発されていますので、来年度以降に、モデル校や、あるいは通常の学級も含めて、広がりを持たせられるような形で進めていければなという計画をしているところでございます。

○垣内委員長 今のご説明の中で、他区の状況や諸外国の事例など、それも大切なことだと思いますが、せっかくこちらの学校でモデル校もやっていますので、どのような成果が得られているのかということについては、現場の先生が実感される場所もあるかと思っておりますので、そういった現場のお知恵も拝借しながら、よりよい形で使っていただければと思います。ICTなしで、今後、今の子供たちが大人になったときに生活できるのかということ、そこはとても疑問ですし、避けては通れないと思いますので、ぜひうまくバランスをとりながら、進めていただければと思います。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第4号議案については原案どおり決定いたしました。

第5号議案

○垣内委員長 次に議案審議の第5号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第5号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

現在、台東区におきましては全庁的に行政委員会の委員さん、教育委員、監査委員、選挙管理委員とございますけれども、そういった方々の報酬を新年度から改定をしようという動きがございます。それに基づきまして、今回、教育委員会への意見聴取を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、議会への提出前に教育委員会に意見聴取ということで提出をされたものでございます。

恐れ入ります、議案の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。2枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。

第3条におきまして、報酬の支給方法について規定を新設しております。この規定につきましては、ある自治体におきまして行政委員の方の実働が1カ月のうちに全然ないというようなことがありまして、ただし、それについても報酬を従前どおり払っていたというようなことが問題になったということもありまして、この項を追加したものでございます。委員の方が月の1日から末日までの期間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、当該月に係る月額報酬を支給しないことができるという条項を明文としてうたったものでございます。

次の、費用弁償、第5条のところでございますけれども、日額旅費、今までは5,000円でございますけれども、これを3,000円に改めるというものでございます。

それから、別表のほうでございます。教育委員会の委員の方の報酬額でございますけれども、現在は22万9,800円。これが、職員の人事院勧告のアップ率とほぼ同様の0.35%引き上げまして、23万600円でございます。金額にいたしますと800円の増ということでございます。

恐れ入ります、下のほうにいただいていただきまして、教育委員長報酬の額でございます。これまでは、28万8,300円でしたけれども、同様に0.35%アップいたしまして、月額にして1,000円の増、28万9,300円でございます。

本条例は28年4月1日より施行されます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより、採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第5号議案については、原案どおり決定いたしました。

第6号議案

○垣内委員長 次に第6号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第6号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

現在、教育委員会に関する基金はいろいろなものがございますけれども、例年、基金の積み増しや、基金の取り崩しというようなことがございます。そういったときに、教育委員会の意見聴取を議会提出前に行うという趣旨から、これにつきましても地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づきまして意見聴取をするものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。

まず、教育振興基金条例の別表中にあります、東京都台東区雨宮社会体育振興基金についてご覧ください。この基金は、社会体育の振興に充てるということで基金が設立させてございます。雨宮様より新たに300万円をご寄付したいとのお申し出がございましたので、基金の額を現行の1,210万円から300万円を積み増しいたしまして、1,510万円とするものでございます。

次に、教育振興基金条例の別表中、東京都台東区池波社会教育振興基金について、現行の1億9,900万円から100万円を取り崩しまして、1億9,800万円とするものでございます。取り崩しをいたしました100万円につきましては、28年度予算に繰入金として計上し、中央図書館の池波正太郎記念文庫の事業に充当するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この雨宮社会体育振興基金については、ご寄付によって基金をつくられたということで、すばらしいことだと思えますが、どのような方で、どのようなご趣旨で寄付をされているのか、個人的に大変興味深いところがございますので、差し支えのない範囲でご紹介いただきたいと思えます。また、池波社会教育振興基金の100万円については、具体的にどのようにお使いになるのか、このことについても差し支えのない範囲で構いませんので教えていただければと思えます。

○青少年・スポーツ課長 雨宮社会体育振興基金についてでございますが、10年ほど前に寄付していただいたものに、今回積み増ししていただいたということになるのですが、特に体育団体につながりがあるですとか、そういった方ではないようでございます。また、お金に関する寄付につきましては、まず財政課に話がいくことになっておりまして、財政

課にも確認しましたが、以前から社会体育のためにとということで基金をされている方であること。今回さらに300万円を積み増ししていただけるということ以外の情報については、得ることができていない状況でございます。

○中央図書館長 池波社会教育振興基金につきましては、毎年100万円を取り崩しておりまして、使い道は主に、中央図書館内に時代小説コーナーがありますので、古書の購入などに充てさせていただいております。

○高森委員 雨宮社会体育振興基金は、具体的にどのようなことに活用される予定でしょうか。このまま基金として積み立てていくだけということなののでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 この基金につきましては、現在は取り崩しについては特に考えておりません。運用や基金のほうの財源として使わせていただきたいと考えているところでございます。

○垣内委員長 ほかに何かご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第6号議案については、原案どおり決定いたしました。

第7号議案

○垣内委員長 次に、第7号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第7号議案、案東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、これまでの案件と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づき提出をするものでございます。

本条例の上位法であります地方公務員法の条文に項ずれがあった関係で、それに伴いまして、本条例のほうも項ずれを訂正するというものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条でございますけれども、現行は「地方公務員法の第24条第6項の規定に基づき」という記載になっているところを「第24条第5項の規定に基づき」という記載に直します。

それから、第2条関係でございますけれども、同様に地方公務員法の改正によりまして、これまでは、「第24条第6項」となっていたものを「第24条第5項」に改めるものでございます。

施行期日は28年4月1日からでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより、採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第7号議案については、原案どおり決定いたしました。

第8号議案

○垣内委員長 次に、第8号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第8号議案についてでございます。東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

現在、幼稚園教育職員の給与は、給料表でいいますと1級から4級まで分かれておりますけれども、級の表示があるだけで、その級がどのような職務を伴う内容のものであるかということは表記をされておられません。その辺のところを明確にしようということで、恐れ入ります、別表第2のほうをご覧くださいと思います。

議案の3枚目になりますけれども、1級から4級までのそれぞれの表示が出ております。1級が教諭の職務、2級が主任教諭、3級が副園長、4級が園長の職務というように、級に対する職務の内容を明確にしたものでございます。

これによりまして、給料と職務の内容を明確に位置づけたということが大きなポイントでございます。これにつきましても、これまでと同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会に意見聴取が出ているものでございます。

それと、今回の改正で特徴的なところは、恐れ入ります、新旧対照表の第7条の6をご覧くださいと思います。

これは職員の分限に関する降給の際の規定でございます。これまでは明確に降給の規定がございませんでしたけれども、これによりまして、降給させる場合には3号給以下の号給にするということを明確にうたったものでございます。

ご説明は簡単ですが以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この降給の場合の3号下位の号給へというのは、一般的な職員給与規定と平仄を合わせたということでよろしかったでしょうか。

○庶務課長 はい。

○垣内委員長 ほかに何かご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第8号議案については、原案どおり決定いたしました。

第9号議案

○垣内委員長 次に、第9号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、第9号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づき提出するものでございます。

今回の条例改正につきましては、引用しております東京都の条例改正に伴いまして所要の改正を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

改正の1点目は、第12条でございます。第12条は、介護補償及びその補償限度額について定めておりますが、この額につきましては都条例におきましても国の政令に準拠して定めております。本条例においてもこちらに準じまして、増額の改定をしております。

恐れ入ります、新旧対照表の最後のページをご覧ください。

改正の2点目は、補償額を算定する基礎となる、補償基礎額表の改正でございます。

補償基礎額は、都職員の医療職給料表から算出しておりますが、給料表の改定に伴い補償基礎額を増額改定するものでございます。

新旧対照表の1枚目の裏面、2ページをご覧ください。

付則でございます。この条例は、公布の日から施行いたしまして、付則第2項から第4項におきまして、本条例改正に伴う適用日等についての経過措置を規定しております。なお、本区におきましては、平成14年度の東京都からの事務移管以降、本条例の適用を受けたケースはございません。

教育委員会といたしましては、本条例案、改正案に異論ない旨、回答させていただくものでございます。

簡単ですが、第9号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第9号議案については、原案どおり決定いたしました。

第10号議案

○垣内委員長 次に、第10号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 第10号議案、東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることを受けまして、所要の改正を図るものでございます。

まず、学校教育法の改正内容につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が同法1条に規定されております。

本条例中では、霧ヶ峰学園の利用料金等を定めている別表のほか、お示しの第3条に一部規定がございますので、こちらの規定の整備を図るものでございます。

具体的には、中学生の定義規定がございますが、こちらを「学校教育法第18条に規定する学齢生徒」という形の規定に直させていただいております。

教育委員会といたしましては、本条例改正案に異存ない旨、回答させていただくものでございます。

簡単ですが、第10号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第10号議案については、原案どおり決定いたしました。

第11号議案

○垣内委員長 次に、第11号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第11号議案、東京都台東区自然の家施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

提案理由は、前条例と同じでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

ただいま少年自然の家条例においてご説明したとおり、本条例改正は学校教育法の改正に伴いまして規定の整備をするものでございます。少年自然の家と同じく、中学生の定義規定がございますが、この別表の備考欄に記載のとおり改めるものでございます。

本教育委員会といたしましては、本条例改正案に異存ない旨、回答させていただくものでございます。

簡単ですが、第11号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第11号議案については、原案どおり決定いたしました。

第12号議案

○垣内委員長 次に、第12号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いいたします。

○児童保育課長 第12号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてでございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づき提出するものでございます。

本条例は、昨年度、台東区ではこどもクラブの運営のものを差すのですが、こちらの最低基準として定めたものでございます。先ほど学務課長から10号、11号の議案としてご説明のあったとおり、学校教育法の改正に伴いまして、義務教育学校の資格についてもこどもクラブの運営に当たる指導員の資格の中に組み込むという改定でございますので、文言をこちらにつけ加えさせていただくものになります。

新旧対照表をご覧ください。

該当するのが第10条になります。(4)と書いてある4号のところをご覧ください。ここ

に中学校と高等学校の間に義務教育学校、いわゆる小中一貫校を加えるという改正でございます。

付則は、法律の施行日と同じ4月1日から施行するというものでございます。

こちらの議案の内容につきましては、教育委員会としては、原案に異存ないという旨をつけてご回答したいと思っております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第12号議案については、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○垣内委員長 次に、日程第二 教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、庶務課事務局副参事のアについて、事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それでは、蔵前小学校改築基本設計についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

昨年から作業を進めてまいりました蔵前小学校改築の基本設計が概ねまとまりましたので、本日は概要版を使ってご説明をさせていただきます。

早速ですが、資料を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

はじめに、建設地の現況及び計画の概要でございます。④にございます建設予定建物の概要ですが、建物は鉄筋コンクリート造、地上5階建てとなっておりますが、概ね4階建て、一部5階建てでございます。建物の高さが約22メートル、建築面積が約2,600平方メートル、延床面積は約9,000平方メートルとなっております。

⑤に既存建物の概要がございますが、こちらの建物の延床面積が約5,300平方メートルでございますので、新しい建物につきましては、延床面積で比較いたしますと約1.7倍の大きさになってございます。

続きまして、2ページをご覧ください。と思っております。

2ページには、蔵前小学校改築基本構想で定めております改築の基本方針等を踏まえまし

て、今回、設計に当たっての計画のコンセプトといたしまして「心身を育む、歴史ある地域の核となる小学校」ということで作業を進めてまいりました。

その下に設計方針として1番～4番までそれぞれ設けまして、その中で実際に設計で実現しようとして計画しているものをそれぞれカテゴリーに分けて入れさせていただいております。続きまして、3ページをご覧ください。

ここからは施設計画の概要ということで、図面を使ってのご説明になります。まずはじめに、(1)配置計画でございますが、こちらは先般ご報告いたしましたとおり、敷地の有効活用を図るために、校舎につきましては北側のほうにやや寄せる形で建設をいたします。南側の敷地についてはプールやプレイロットといった形の屋外活動に活用するべく、なるべく広く確保できるように工夫してございます。

それから、(2)に地下ピット計画ということで、右側にやや小さい図面がございます。この建物は、建物の下に雨水を利用した注水用の貯水槽、それからプールのピット、消防水利として利用いたします消防用の貯水槽といったものを用意していく予定でございます。

配置計画のほうの図面に戻っていただきまして、こちらでカラーの矢印で方向を示すような形で入っておりますが、これがそれぞれ動線、アクセスの入口です。黄色が児童の動線、そのほか各色で地域の開放の動線等をお示ししてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

4ページは(3)として平面計画でございます。こちら12月の本教育委員会のほうにも報告させていただいております計画と変更はございません。図面は下の段、左から1階、2階、3階と上がり、上段が4階、それから5階部分、屋上となりますが、ここが校庭となります。

それぞれのところに設計のポイントとして赤で吹き出しのような形で表記をさせていただいております。

なお、屋上の校庭のところには「蔵前小」という学校名をヘリサインとして書いていく予定でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

5ページは立面計画になります。こちらにつきましては、今回、初めてお示しするものがございますが、建物が四角いビル場の形状になります。図面につきましては、左上が東側から見た立面、その下が北側、さらに西側、南側という4方向から書かせていただいております。

左下にあります北側が校舎の正面、顔になるところの面になります。現在ここにつきましては、概ね建物の設計の外見はこのような形になるのですが、特にこの低層部分、校舎の1階、2階ぐらいの高さの部分につきまして、いわゆる蔵前らしさを表現するすとか、学校としてのデザインなど、何らかの形で外観を工夫したものを加えていきたいということで、この外観デザインにつきましては、資料の真ん中がございます、青の囲みの外観デザインのコンセプトということで三つ書かせていただいておりますが、このあたりを踏まえ、今、複数の案の検討を引き続きしているところでございます。

こちらにつきましては、一定の検討を踏まえた上で学校や地域の関係者の皆様のご意見なども伺いながらまとめてまいりたいと思います。こちらにつきましてはまた後日ご報告をさせていただきます。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページは(5)として断面計画でございます。上の段がA-A断面と書かれてございますが、これが予定している建物の校舎を東西方向で切った断面図でございます。下段、B-B断面というのがそれに対して南北方向で切ったものとなっております。それぞれ各階の天井高3メートルを確保する形の設計となっております。先ほども申し上げましたが、ビル形状となってくるところもございますので、なるべく建物内の圧迫感ですとか空間的なゆとりですとか、そのあたりを確保したいということでこのような計画になっているところでございます。光や空気の流れにつきましても極力、中のほうに取り込めるような形がとれないかということで検討を進めてございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページは(6)ゾーニング計画となっております。こちらにつきましては、1階から屋上校庭までの各フロアとそれに対する縦の動線をお示したものでございます。右手にありますオレンジ色で書かれているものは、1階から屋上校庭までつながるエレベーターでございます。それから、手前中央の赤いものがメインの階段になります。主に児童が日常的に活用することになる階段でございます。その左にある小さい緑色のものが給食用の配膳用エレベーターということで縦に貫く形をとっております。それぞれのところから各フロアにどういった形でアクセスするかということで、赤い点線矢印の表記をさせていただいております。

エレベーターにつきましては地域開放等の使用も想定してございますが、その際には学校のみが占有で使うことを予定しております2階ですとか4階といったところにつきましては、非着床という形の設定もできるような形で区画の整理はしていきたいと考えてございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

8ページは、普通教室、オープンスペースの計画でございます。普通教室とオープンスペースの配置につきましては、クラスター型ということでご説明をさしあげているところでございます。各学年単位でのまとまりを意識した形でオープンスペースを挟む配置で計画をしておりますが、その資料にございます6枚の写真、これは他校の例でございますけれども、このような活用がいろいろ展開できるということを期待しての設計でございます。

なお、真ん中の平面図には机の配置なども、こんな感じになるのではないかというイメージを幾つか落としてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、9ページのほうにお移りください。

9ページは、(8)地域開放・防災拠点計画というタイトルになってございます。この各階の図面のオレンジ色で囲ったところが地域開放を想定しているエリアでございます。左下

の平面図のところにあるオレンジ色の中にコミュニティの会議室ですとか、先ほどお話ししたエレベーターですとか、そういったものが含まれる区画になってございます。

ここから縦に、3階のところにつきましては体育館のアリーナへのアクセスのフロア、それから、その上、屋上校庭、5階部分のところになりますけれども、ここへも抜けられるような形で想定しております。

あわせて、緑色の点線で、災害に主に利用することになるだろうと想定している部分を囲ってお示しをしております。1階ですとか3階の体育館といったところが中心になってございます。

そのほか、図面の右上のところに地域開放及び防災拠点計画についてポイントになるところを箇条書きでお示しさせてさせていただいておりますので、ご確認くださいと思います。

10ページをご覧ください。

10ページは(9)としまして、環境エコスクール計画のイメージ図でございます。蔵前小学校につきましては、隣接する環境ふれあい館ですとか、精華公園といった環境を意識した立地になっているところもございますので、この蔵前小学校につきましても、環境を意識したデザインなり機能なりといったものを入れていきたいということで、今回いろいろなものを計画してございます。左上の写真にございます壁面緑化ですとか、右上の写真には光を透過しながら発電ができるガラスシステムですとか、そういったものの例を挙げさせていただいております。

左下のところに地中熱利用というものが書かれてございます。こちらはまだ台東区では導入事例がございませんが、実際に技術がかなり進んでいるところもございまして、地中熱が一定程度利用できるという実績が確認できましたら、こういったものを導入していきたいということで、空調等に活用するということになりますけれども、今、計画として施設課ともども検討をしているものでございます。

ただ、これにつきましては、今申し上げましたが、この後、解体に当たりまして地中の地盤等の調査をさせていただきますが、その中で適する地中の温度等の状況があるかどうか、これが確認できた上での実施ということになります。

それでは、11ページをご覧ください。

11ページには構造計画の概要をお示ししてございます。左側の半分の真ん中あたりに書かせていただいておりますが、この基本方針のところでございますとおり、学校ですとか避難所といったところにつきましては、建築基準法で定める構造耐力の2割5分増し、1.5倍以上の強度というものを持つ建物を設計していきたいと思っております。この形で大地震の際などにつきましても耐震性能等に余裕を持たせるということで避難所としての機能も十分果たせるように考えてまいりたいと思っております。

右半分には、基礎工法の形式ということで杭のイメージ図等が入ってございます。現在のボーリング調査の結果では、蔵前小学校の地殻につきましては、地下37メートルから地

下39メートル付近にごございます砂礫層、ここまで杭を打つことによって一定の強度がとれるということで、ここまでの杭打ちを計画しているというものでございます。

最後に12ページをご覧ください。

こちらに事業のスケジュールを載せさせていただいております。こちらにつきましては、これまでお示ししているものと特に変更はございませんが、一部、3段目のところにごございます解体工事だけ本年9月頃から本格着工をしております。ただ、現校舎壁面からアスベストが検出されている部分がございますので、アスベストの除去処理をまず先行してやらせていただいた後に、解体工事に着手するというので、本来であれば28年度末までで終わる予定でしたが、約2カ月ほど延びまして29年度にまたがる形にはなりました。しかしながら、改築工事の本体工事の着工には間に合う形となっておりますので、最終的に平成30年12月中ぐらいの竣工を目指して工事のほうは進めていきたいと考えてございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 私の大学の校舎でも大きな問題になっている避難経路の階段についてですが、手すりがなく、避難するときに非常に危ない状況になっています。

この件についてもそうですが、エレベーターがとまった場合に、子供たちが避難する際にセンターだけの手すりだと心配です。その辺は安全面の確保のために、もし可能であれば、壁側にも設置をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○事務局副参事 今、樋口委員からご指摘のありました階段の手すり等につきましては、やはり安全確保の面から、またこの建物の基本方針の中に安全・安心なところもうたっているところもございますので、検討させていただきます。詳細につきましては、この後、引き続き作業をいたします実施設計の中で仕様をまとめてまいりますので、含めて検討していきたいと思っております。

あわせて避難計画等につきましても、この平面に図面が固まってまいりましたところで、学校を中心に地域の状況を踏まえて作成してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○末廣委員 地域開放・防災拠点計画ということで、災害時に蔵前小学校に避難していいですよということは伝えるのですか。

○事務局副参事 はい。現在の蔵前小学校も避難所になっておりますので、災害対策課と相談をしながら設計をしております。避難者数の想定が約1,800名となっておりますので、その方々には、蔵前小学校を避難所として指定して、災害時等の際には避難してくださいということで、実際に建物が上がってくる段階では再びアナウンスをするような形になるかと思っております。

また、説明をもらしてしまいましたが、防災の備蓄倉庫なども3階体育館のすぐ横のところや、1階の部分にも分担配置をして、約1800人分の食糧ですとか、マンホールトイレ等の設備関係のもの、そういったものが納められるようにということで面積を確保して

ございますので、あわせて対応していきたいと考えてございます。

○末廣委員 その簡易トイレについても、人数分備蓄するのですか。

○事務局副参事 正直1,800人分ですので、快適というレベルまで整えられるのかというところはございますけれども、隣接している精華公園のほうにも一定の設備がございますので、それとあわせての計画になろうかと思えます。

限られた敷地の中で整備をしていかなければいけないですので、なるべく必要なものは用意したいということで考えてございます。ただ、具体的な数については、今後また詰めさせていただきたいと思えます。

○垣内委員長 防災拠点ということですが、直下でどの程度の震度を想定されていらっしゃるのかなというのが1点と、もし東京湾直下型地震などで、津波などが起きた時に、ここに逃げて大丈夫なのかどうか。そのあたりの見込みはどうなっていますか。おそらく、東京都の防災関係のさまざまな資料もあると思えますので、その辺りの関係についても教えていただきたいのと、この木材を利用されるスケルトン・インフィルは非常にいいと思えますが、木材は不燃化されたものをお使いになるのか。

また、シックハウスなどの観点についても配慮されていたと思えますが、そのあたりも含めてどのような状況か教えていただけますでしょうか。

○事務局副参事 まずは、避難についてでございますが、地震につきましては、先般の東日本大震災の例もございますので少なくとも震度7といった強震動の地震が来たときにも建物が倒壊するようなことのないよう、また一部破損するようなことがあったとしても少なくとも倒壊する危険性のないものをと考えております。先ほどお話ししましたが、構造強度の部分、必要な係数よりも高い係数を掛けた構造強度を持ったものにしたいということで、震災の際も建物自体は耐えられるというものを想定してございます。

あとは、実際に水害の部分でございますけれども、このことについて特に今回、想定しているのは、荒川等の決壊が起きた場合の洪水ですとか、そのあたりの水害のほうを主に見てございまして、体育館が3階にあるということで、ここまでの階高を稼いでおきますと、一定程度水が校内に入った場合にも、このフロアまでは到達しないで済むだろうという想定でつくってございます。

ただ、なかなかこれ以上、上の階に持っていくのが難しいところも正直ございまして、ここまで上げて、なおかつ先ほどお話しをした備蓄倉庫なども、食料ですとか毛布ですとか、本当に必要なものを3階のほうに納めるという計画で考えてございまして、一定程度対応できるようにということで、ここの設計を進めているところでございます。

2点目の木材についてですが、こちらも基本的には外装というよりは内装の木質化を進めるという形でのエコスクール化をする設計になっているかと思えます。細かいところにつきましては、先ほど申し上げましたが、実施設計のところ、どの部分に、どのような形で、どのような素材を使うかというものを詰めていくところになりますので、今後の作業の中での細かい検討になります。

ただ、委員長ご指摘のように、不燃化につきましても必要ですし、また、災害とは関係ありませんが、お子さんの使用に耐えるもので、なおかつ建物自体も長く、長寿命化して使っていきたいというところもございますので、そのようなことも要素として含めて考えてやっていきたいと思っております。

あわせて、シックハウスの話も同様でございます。やはり快適に学習・生活ができる涵養をつくりたいと考えて作業を進めてございますので、そのことについても配慮をしていきたいと考えてございます。

○高森委員 ヘリサインについてですが、「蔵前小学校」というフルネームにしてほしいと希望します。

それから、災害時にヘリサインを見るのは漢字を読める人たちだけとは限らないと思いますので、アルファベットで「Kuramae Elementary School」など、何かうまく入れられるといいのではないかと思います。個人的な意見ですけれども、ご検討いただければと思います。

○事務局副参事 このヘリサインにつきましては、一定の規格がございまして、蔵前小学校につきましては、1文字約4メートル角でつくってまいります。また、色ですとかその辺につきましても、空から識別しやすい色合いというものが定められてございますので、その規格にのっとったものにしていこうと考えております。

基本的に学校名等につきましては3文字というパターンが多いようでございますが、「蔵前小学校」と、5文字というのが可能なかどうか、災害対策課と相談をさせていただきたいと思っております。

今、進行している忍岡中学校の大規模改修や、設計を進めております黒門小学校、それぞれ、忍岡中学校は体育館の屋根の上に「忍岡中」と3文字、黒門小学校につきましては校舎のはじめのほうになりますけれども、そこに「黒門小」と3文字で書くということで、現在設定をしております。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課事務局副参事のAについては、協議どおり決定いたしましたと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 教育改革担当 イ

○垣内委員長 次に教育長報告の協議事項、教育改革担当のイについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、「学びのキャンパス台東 アクションプラン」(案)についてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

項番1、パブリックコメントの実施概要でございます。平成27年12月14日から平成28年1月6日にかけて資料のとおり実施いたしました。

項番2、パブリックコメントの実施結果でございます。4人の方から20件のご意見が寄せられました。その内容については、別紙1、パブリックコメントの意見と対応についてまとめさせていただいております。

主なものを幾つか紹介をさせていただきます。お手数ですが、別紙1をご覧ください。

番号3、スマートフォンルールについてですが、いただいたご意見は、「ネットいじめやネットによる犯罪被害・加害の背景には保護者の知識不足や無関心があり、児童・生徒の教育だけでは不十分である。保護者に対する積極的な啓発が必要ではないか。」に対して、「「スマートフォンルール」については、保護者向けの通知の他、区の公式ホームページや広報誌等で各家庭へ周知しています。また、各学校では保護者会等で話題にすることで啓発・普及及びルールの徹底に努めています。」としております。

番号11、特別支援学級についてですが、「これからの「障害者差別解消法」の施行、また将来的な「インクルーシブ教育」に向けて、本当の意味での「教育の平等」を実現してほしいと思います。」に対して、「区では、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育を推進しています。今後も、住み慣れた地域の学校で学習したり、交流したりすることができるよう、学校の体制を整備します。」としました。

続いて番号15をご覧ください。

「本アクションプランは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、台東区の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられているが、国の第2期教育振興基本計画の内容は反映されているのか。」に対して、「アクションプランの策定根拠となる「学校教育ビジョン」の基本理念は、国の第2期教育振興基本計画の基本的方向性と概ね一致しています。今後も、国の教育施策の方向性を注視し、区の取組みにも生かします。」としました。

また資料2のほうにお戻りください。

項番3、中間のまとめからの変更点についてでございます。大変お手数ですが、冊子もあわせてご覧いただきたくお願い申し上げます。冊子は18ページになります。

冊子18ページ、1-(2)-②スマートフォンルールの事業説明の中で、3行目に「SNS等の利用に係るルールを見直し」という内容を追加しました。

続いて、冊子のほうは44ページをお願いいたします。

知識基盤社会で生き抜くための教育の推進の中に、4-(1)-⑩ICT教育環境を活かした教育の推進を再掲しました。

冊子は、続いて51ページをお願いいたします。

5-(1)-①、②とありますが、「こころざし教育の推進」と「こころざし教育副読本の活

用」の2項目について、事業説明の訂正を行い、わかりやすい内容としました。

資料2は恐れ入りますが、裏面をご覧くださいと思います。冊子は5ページになります。

冊子5ページに新規取組みの文章の中で、選挙権年齢、SNS、子供の学習機会の拡充等の記述を追加しました。

冊子は続いて6～11ページをご覧ください。

6～12ページは、Ⅳアクションプラン体系別取組み一覧となっております。この一覧表の体裁を整え、教育大綱との関連がわかりやすく、そして全体を見やすく変更を加えました。

新規の取組み授業としては、2-(1)-③に学習支援講座ステップアップ、8-(2)-③主権者教育の推進、10-(2)-⑥学習支援、10-(2)-⑦スクールソーシャルワーカーの配置を追加しました。

冊子20ページをご覧ください。

1-(3)-②ノーテレビデーの呼びかけの内容の中で、テレビだけではなくゲーム機も使用しない旨の一文を追加しました。

その下の1-(3)-③、道徳副読本の配付では、道徳の教科化に向けた一文を追加いたしました。

また、冊子の21ページ、1-(3)-⑤花の心プロジェクトでは、思いやりの心を育成するという観点で、この施策に位置付け、同時に教育・保育環境の充実の施策にも再掲としました。そちらは97ページになります。

この部分は、先日の総合教育会議から変わった部分でもあります。花の心プロジェクトでは、思いやりの心を育成するという観念の部分、それと教育・保育環境の充実ということで、二つの部分で掲載をさせていただいたところです。

冊子97ページ、12-(1)-⑥私立の教育・保育施設振興を10-(3)セーフティネットの仕組みづくりから位置付けをこの12-(1)に変更をいたしました。

大変恐縮です。資料2のほうにお戻りください。

(3)最終案での追加点ですが、資料2にありますように①～④の項目を追加させていただきました。冊子の表紙をめくっていただきますと、台東区教育大綱と策定にあたってというページが見られる状況といたしました。

また、第2部の中で各施策目標、施策の方向、それぞれの指標、そして各取り組み事業の計画目標、現況、冊子の最後の部分になりますけれども、第3部の推進体制及び資料、これを追加したところがございます。

また、冊子125ページ、(3)意見の反映という項目を新たに設け、第三者評価の位置付けについて述べさせていただきました。

去る1月26日の総合教育会議では、アクションプランについて多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。今回の「学びのキャンパスプラン台東 アクションプラン」の大きな特徴は、昨年5月に策定されました、台東区教育大綱との関連を明らかにしたこと

です。台東区教育大綱の理念を着実に実現させるために、このアクションプランの推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

説明が長くなりましたが説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 別紙2の左側と右側を見て、台東区教育大綱の「4 心の豊かさと学びの環境づくり」というところで、「心豊かに生涯を送れるよう」とあります。その一方で、右側を読むと、一番最後から2行目に「生涯にわたり主体的・能動的に学び続ける意欲と生き抜く力を身に付ける学校教育の実現を目指していきます。」とありますが、この「生き抜く力」というのが強すぎませんか。

左側の言葉を使って、「心豊かに生涯を送れる力」のような表現であればいいのですが、「生き抜く力」というのは、表現がきついなと感じるのですが、どうでしょうか。

○教育改革担当課長 今、ご指摘のありました「生き抜く力」ですけれども、教育大綱の中では「心豊かに生涯を送れるよう」という表現を使っていますが、新しい学習指導要領や国での審議の中では、こういう言葉が使われているので、今回は使わせていただきました。

○垣内委員長 教育大綱の中には、「生き抜く力」とはっきり書いてありまして、これまでは文部科学省で使われていた言葉は「生きる力」でしたが、ステップアップと言いますか、バージョンアップをしつつあるというところを先取りしたという感じになるのかなとは思いますが。

そのあたりのことについて、まずは和田教育長、その後に課長のご説明もお聞かせください。

○和田教育長 今のご指摘ですが、実は、個人的には私もどうなのかなと思います。言葉として「生き抜く」という語感の強さが必要なんだろうかという思いは確かにありましたが、ただ、これは一貫して国の大綱にも使われていますので、一応これはこのまま活用させていただければなと思ったところでございます。

○教育改革担当課長 「生き抜く力」ということで、大綱の中では、2番の自己実現と支え合いの中で、「生き抜く力を培えるよう支援する」という言葉を使っておりますので、この言葉も、もちろん趣旨としてこちらの策定にあたって使っているということで進めさせていただきました。

○樋口委員 理解しているつもりですが、子供にとっても負担をかけるのではないかという思いがあって、私はどうかなといつも感じています。文部科学省がこういうことを言うのはよくわかるのですが、自己実現と全然意味が違いますよね。昔は、自己実現していきましようよと言われていたが、生き抜くというのはどういうことなのか。ゴールまでという話をしているのかどうか。それを、生き抜く力をつけたら、どうなるのかというのが全くわからないですね。

自己実現というのは、自分の人生において、自分がある一定の目標を立てて、それに対

してという話なのですが、それを学校教育で、学校が生き抜く力を与えるということなのか。少しわかりにくいので、そこはどうかと思っていますのですが、皆さんが良ければいいですけれども。どうも、文部科学省でお尻をたたいて、馬みたいに走れみたいなことをして、今のこの社会でどうなるのかという。

○教育改革担当課長 このアクションプランの上位である台東区の学校教育ビジョンに四つの施策目標があるのですが、その施策目標1で、「これからの社会を生き抜く力を育成する」ということで、ここでも「生き抜く」という言葉を使っていて、生き抜く力を育成するんだということビジョンで策定されているということで、アクションプランにもこの言葉を使わせていただければと考えております。

○高森委員 教育大綱の2番では、「区民が生き抜く」になっています。でも、施策としては、子供たちが生き抜くですよね。この点に整合性がないと思います。

○垣内委員長 でも、区民の中には子供も入っていますから、そこは問題ないと思います。確かに、生き抜く力という若干強い感じがしないでもないですが、恐らくグローバルな競争社会にあって、生き抜いてもらいたいという強い意思があって、そのための条件整備をここですということを言っているのであって、おまえたち生き抜けということをパターンリスティックに言っているわけではないだろうと思います。

それから、パブリックコメントにも特に、生き抜くという言葉に対しての反応や違和感というようなコメントもなかったということもありますし、教育大綱のほうでも自己実現と支え合いと言いながら、社会を生き抜く力を培えると言っておりますので、そこはあまり誤解が生じない状況になりつつあるのかなと思います。その部分に、私は違和感を感じませんでした。自己実現をしながら、強さとともに優しさを持ちながら、よりよい人生を生きていって欲しいという、そういうお気持ちかなと思いました。

○末廣委員 児童・生徒の学校生活もある程度想定して、いろいろと考えていると思うのですが、学校の中でいじめにあったとき、あるいは挫折したりしたとき、そういうときにめげないで欲しい。とにかく一番良くないのは、自殺してしまうこととか、そういうことです。とにかく何があっても生き抜けというような、そういうメッセージも含まれているのではないかと私は思います。

○和田教育長 まず、貫徹するという意味での生き抜くということと、それからどうしてもこの言葉を聞くと、競争に打ち勝てという、そのようなニュアンスをどうしても感じてしまいますので、それがやはり気になるころではあります。

ただ、今、末廣委員もおっしゃったように、まさに自分の生を全うするという意味での生き抜くという意味にもとれるなど、つくづく思い至った次第です。

○樋口委員 前から言っているように、アクションプランの48ページに「「生き抜く力」へ新たに対応」となっている。長期休業期間中の学習の問題、夏季保育の実施、学校等への出前・訪問受入。いわゆる休暇中の過ごし方をどうするかというだけなので。

だから、ここと生き抜く力がどう関係があるのか。別に異論があるわけではないが、そ

れならもう少しわかりやすく、何をしたら生き抜く力になるのか。

○高森委員 施策目標の1が全部そうですね。

○樋口委員 新たな対応策を、すべて含んでいる。

○高森委員 それは新たな対応であって、その以前が全て生き抜く力なんです。最後のところは、新たな対応の部分を四つピックアップしただけですから。それ以前は全て生き抜く力に関わるものですね。

話は変わりますが、この前の総合教育会議でも話題に出た、例の「花の心プロジェクト」ですが、この文言は都庁の意向に沿う形になっていると理解してよろしいでしょうか。

○教育改革担当課長 総合教育会議の2日前にこの名前になったのですが、その前までは「花のおもてなしプロジェクト」という名称だったのですが、おもてなしというよりも、花の心に学んで、そういう思いやりのこころを育てるんだという、まさしく教育目標に合致したような内容です。この「花の心プロジェクト」というネーミングにつきましては、全庁的にこれで行きましょうということになっております。

○高森委員 私が区長のご意見を伺ったところでは、植物や花のたくましさ学ぶというニュアンスも含まれていたような気もしましたが、それがこの文章には盛り込まれていないようです。そのあたりはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○教育改革担当課長 確かに、区長のいろいろな経験の中から「花育」という言葉が出てきたと思います。そのような中で花の心に学ぶ、あるいは、我々の捉え方としては思いやりの心、あるいは、たくましさもあると思いますけれども、やはり第一に感じるのは、思いやりの心子供たちに育成していくというようなところを捉えたので、文章的には、ここに書かれているような内容とさせていただいたところです。

○高森委員 先ほどから、生き抜く力という話が出ていますから、その生き抜く力のウエートが大きくなったような気がしたのです。やはりこれは施策目標1に入っていますから、生き抜く力の1項目に入っていますけれども、文言としてそれが入ってなくてもいいのかなという気がしました。

○垣内委員長 ここは「命を大切に」というところが入っていますね。

○樋口委員 動植物のね。

○垣内委員長 ですので、まさにそこだったのかなという感じもいたしました。非常に大論説を聞いた気がいたしますけれども、土井脩司さんから始まって、ベトナムに行って花を見たというところにつながって、最後は大切な命、だったような感じがいたします。そこはいかがでしょうか。

○教育改革担当課長 今いろいろとご指摘があったように、いろいろなところにつながるのです。最初は10項目目の教育環境のところを、おもてなしのときには位置付けていたのですが、先日の総合教育会議において、花を育てることによって子供たちの心を育てるということをメインにするということになりましたので、この花の心プロジェクトについては、規範意識や思いやりの心の育成というところに位置付けることにしました。

もちろん、いろいろな見方によっては「命を大切にする」というところにも関連はしてくると考えておりますが、今回の花の心プロジェクトについては規範意識というよりは思いやりのほうですけれども、思いやりの心の育成をメインに進めていきたいということで、この項目に位置付けさせていただきました。

○樋口委員 台東区を花で飾ろうと言っていたが、この前の会議でそうではないと、区長が立ち位置を変えたのではないかという話ですね。そうすると、おもてなしとは違うということですね。おもてなしならば、区内に花を飾ると思いますので。

○教育改革担当課長 今お話のあったように、やはり花を育てることを通して、やさしさ、思いやりを育てていくという情緒面といいますか、そういうようなところに働きかける、そのような取り組みになるように教育委員会、学校と一丸となってやっていきたいと考えております。

○庶務課長 補足でございます。先般の総合教育会議の区長への事前レクチャー、それから総合教育会議当日の区長のお話につきましては、今、樋口委員がおっしゃいましたように、心の部分を大事にして欲しいというお話がございました。そのため、花の心の教育ということに教育委員会は力を入れて欲しいというお話もございましたので、ここのアクションプランの表現は、その花の心を子供たちの心に育てていくための一助として、施設的な環境を整えていこうということになり、28年度予算に計上されております。そのため、こういう表現をさせていただきましたが、花の心プロジェクトの中では、花の心の教育に当たるものとして、総合教育会議のところでも指導課長からご説明しましたように情操教育としての「花育」ということで、花が子供たちに与える良い影響を子供たちの心の中にしっかりと根付かせていって、それが結果として思いやりやおもてなしにつながっていく教育活動を今後、教育委員会としては充実させていきますと、花の心プロジェクトの事業展開としてはそういった表記をしてございます。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、教育改革担当のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 ウ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、日本ジュニア・ギター教育協会が実施いたします第38回ジュニア・ギター・コンクールの共催につきましてご説明をいたします。資料は3でございます。

本事業は、平成15年から毎年教育委員会の共催をし、ミレニアムホールにおいて実施し

ているものでございます。このコンクールには、ギターを学んでいる幼児から高校生である子供たちが、毎年全国から数多く挑戦しておりまして、過去の入賞者の中には、現在全国的、または国際的に活躍をしている演奏者もおります。

つきましては、子供の音楽教育の推進及びミレニアムホールの活用による区民の生涯学習振興の観点から、本件共催につきましては例年どおりよろしくご協議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

こちらは、例年どのくらいご参加があるのでしょうか。

○生涯学習課長 お申し込みの数は多くあると思いますが、事前の審査で選考がされまして、毎年60人、予定のとおり当日出席して、舞台の上で演奏するということになっています。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 学務課 ア

○垣内委員長 次に教育長報告の報告事項、学務課のアについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、特別支援教室の導入についてご説明をいたします。資料は4をご覧ください。

特別支援教室の導入に当たりましては、昨年4月に東京都より導入ガイドラインが示されましたのち、教育委員会内に検討会を設置いたしまして、導入に向けた検討を進めております。この点につきましては、本委員会にもご報告をしているところでございます。

資料の項番1、事業概要でございます。既にご案内のとおり、現在、発達障害等、特別な指導を要する児童につきましては、情緒障害等通級指導学級において指導を行っているところでございますが、都の「特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づきまして、この通級指導にかわり、平成29年度から区立小学校全校に「特別支援教室」を導入し、これまでの児童が通級学級に通う形から、指導する教員が各校を巡回する形となります。

まず、事業概要の一つ目の▽、特別支援教室についてでございます。

区立小学校全校に導入をいたしますが、これらを巡回する教員の本務校となる拠点校と

巡回先となる巡回校に分けてグループングを行います。

恐れ入りますが、資料裏面の図をご覧ください。

拠点校、巡回校の区分に当たりましては、既存の情緒障害等通級指導学級の設置校の状況、教員数、一拠点校当たりの巡回校数、対象となる児童の予測数、地理的要件等を勘案いたしまして、既存の情緒障害等通級児童学級設置校、大正小学校、平成小学校、石浜小学校の各小学校に加え、谷中小学校を拠点校といたしました。拠点校と巡回校の組み合わせは図のとおりでございます。

資料表面にお戻りください。

事業概要二つ目の三角、28年度の実施内容でございます。平成29年度からの導入に向け、平成28年度では特別支援教室として使用する教室等の環境整備及び備品等の整備を行います。また、実際に教員が巡回して指導する方法の具体的検討と教員への研修の実施、保護者、区民等への周知を行ってまいります。

次に項番2、予算額（案）でございますが、ただいま申し上げました導入準備に要する経費として平成28年度当初予算に、歳出としては1,295万8,000円の予算を計上しております。なお、導入準備に要する経費につきましては、都の補助がございますので、歳入予算として710万円を計上しております。

資料裏面をご覧ください。

項番3、今後のスケジュールでございます。本件につきましては、3月の区民文教委員会に報告し、29年度の導入に向け、さらに準備を進めてまいります。

なお、情緒障害等通級指導学級以外の通級学級、黒門小学校きこえとことばの教室、御徒町台東中学校の情緒障害等通級指導学級、柏葉中学校の難聴学級につきましては対応はこれまでどおりでございます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 1点目は、この巡回する教員の移動費の計上はどのようになりますか。2点目は、教員の移動する手段を計画されているのか。

○学務課長 まず教員の扱いでございますが、本務校、それから巡回先は兼務校の扱いになります。通勤手当等については、これも出し方を東京都から詳細が示されていないのでまだ未定ではございますが、公共交通機関を利用した移動については当然、費用を負担するという形で考えていると伺っているところでございます。

○樋口委員 谷中小学校から根岸小学校に公共交通機関を使うと、予想以上に時間がかかりますよね。谷中小学校から、黒門小学校もそうですが、根岸小学校に行くのに、この線路を超えるのは大変だという感じがしますので、特別な配慮をお願いします。車もそうですし、移動の問題ですけど、巡回の移動の問題はこちらで配慮してあげないと。

当然ですが、移動中は、もし何か事故があった場合には、労災の対象になりますから。

本区は横の動きが非常に不自由なので、さあ、学校に行こうとなると、特に雨が降った

り何かすると教員に大きな負担をかけるような感じがしますので、配慮をお願いしたいと思います。

○垣内委員長 これは一旦本務校から兼務校に移動するという事なのか、それとも、ある日は巡回校に行って指導をして、そのままお帰りになるとか、そのことについてはどうなのでしょう。

○学務課長 今、委員長がおっしゃったとおり、本務校、兼務校の扱いでございますので、例えば谷中小学校の先生が、今日は根岸小学校で指導をする日だということであれば、ご自宅から直接、根岸小学校へ出勤することが可能になります。そちらの費用についても負担をすると東京都のほうから聞いておまして、必ず本務校に出勤してから巡回校に行かなければいけないというルールではございません。

また、個人情報を取り扱いますので、本務校に個人情報を集中するのではなく、児童が在籍している学校に個人情報を保管する形をとりますので、必ず巡回先でそういった情報を取り扱えるような形をとると、そういう対応を考えているところでございます。

○末廣委員 巡回をするスケジュールは、月ごとに決めて巡回をするのですか。

○学務課長 その辺の具体的な巡回方法、指導方法につきましては、来年度になりますけれども、検討を重ねていくべき項目として挙げさせていただいております。ただ、現在の通級学級につきましても、おおよそ週1回程度の通級をしている児童が非常に多くなってございます。

現在、担当としてイメージしているのは一組、多いところでも拠点校を含めても5校でございまして、週1回は必ずいずれかの学校には行けるような形にはなるのかなという想定はしております。

ただ、実際にその指導を受ける児童数ですとか、その辺の個別の状況によっても指導の内容がどうなるのか、ある程度時間をとらなければいけないのか、どうなのかというところも影響をします。詳細はこれから検討させていただきたいと思っております。

○末廣委員 実施内容は、教育各層への研修の実施とありますが、教員各層というのは具体的にどういうものですか。

○学務課長 まず、全校に設置されますので、学校の管理者である校長先生全員に、当然のことながら制度の趣旨、運営の仕方等についてはご理解をいただく必要がございます。

それから、各学校には特別支援教育コーディネーターという先生をお願いしております。これは教員の中から選ばせていただいているのですが、そういった方々への研修、それから各学年の、全教員というわけにはいかないのですが、そういった担当になる先生方への研修、そのような意味で各層という表現をさせていただいております。

○樋口委員 当然、兼務校にも兼務する先生の居場所になる机などの設備は備えますよね。

○学務課長 今、樋口委員がおっしゃったとおり、そのための経費を28年度予算に計上させていただいております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 3月の行事予定

○垣内委員長 次に、3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、3月の行事予定について、ご説明させていただきます。資料は5をご覧ください。

まず、教育委員会定例会でございますけれども、9日水曜日と31日木曜日、2回ございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、3月ということで、小学校・中学校・幼稚園・保育園等の卒業式がございます。

まず、9日水曜日に、区立保育園の終了お祝い会がございます。17日木曜日には、区立幼稚園・こども園の修了式でございます。続いて、18日金曜日は区立中学校の卒業式、24日木曜日は区立小学校の卒業式ということになっております。

その他の行事につきましては、資料のとおりでございます。よろしくお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

4 その他

○垣内委員長 そのほか、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、以上をもちまして本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時27分 閉会